

新型コロナウイルス感染拡大防止に関するガイドライン

記

1 弊社での感染拡大防止対策

- (1) 社員は下記の要項にて感染予防を実施
 - ・ 回送する際は手洗いや消毒を励行し、その都度必ず行うこと
 - ・ 石鹸や消毒液による手洗い、うがいの徹底
 - ・ 正しいマスクの着用を含む咳エチケットの徹底
 - ・ ドアノブや車のハンドルなどの消毒、及び部屋や車両内の換気を頻繁に実施
 - ・ 風通しの悪い閉鎖空間で至近距離の接触を避ける
 - ・ 小集団の感染者(クラスター)が次の感染を招くことをよく理解し注意する
- (2) お客様にも下記の協力をお願いを
 - ・ 新型コロナウイルスに関わらず感染する疾患にかかった場合や発熱・咳・全身痛など体調不良を感じた場合の来社の自粛をお願いする
(尚、アルコール等の消毒液は、施設の入り口等に備えてあります。)
 - ・ 入庫車内の換気への協力をお願い
- (3) 発熱や風邪のような症状がある時の来社の自粛のお願い

2 お客様に発熱や風邪のような症状がある時の対応

- ・ 来社時にお客様から体調不良の申し出があった場合、速やかに帰宅をお願いし症状が改善されるまでは自宅での療養を丁重におすすめる
- ・ 風邪等々の症状により予約をキャンセルする場合は、新型コロナウイルス感染の状況がある程度沈静するまでの間は無料でキャンセル
- ・ スケジュールの再作成をさせていただく場合もありますので、予めご了承くださいるようお願いをして対応する

3 社員に発熱や風邪のような症状がある時の対応確認

発熱を伴う風邪症状がある社員は休暇を取得して外出も控える事

- ・ 毎日本体を測定して出社、万一に対応

※通院した場合は、医師の指示に従い行動する(必ず会社上席に報告をする事)

4 社員に新型コロナウイルスに感染したかも知れないと思われる場合

下記のような症状の時は最寄りの保健所へ相談させます

- ・風邪の症状や 37.0 度以上の熱が 4 日以上続く場合
- ・強いだるさや息苦しさがある時

※重症化しやすい高齢者や基礎疾患があるものは上記のような状態が
2 日程度続く場合

【お客様にも同様の対応をお願いします。】

5 万が一、社内に感染者が発生した場合の対応

- ・事業継続については、県及び保健所の指導を受けて判断します
※休業になった期間分のスケジュール調整は、お客様優先で対応します
- ・お客様と社員の健康を第一に考え、迅速な判断と対応をします
- ・保健所、警察、労働局や自治体などの関係機関へ迅速に報告します
- ・感染者の発生した建屋、施設内の設備、車両など消毒を徹底して行います
- ・必要な関係機関への報告を除き、感染者の個人情報(個人が特定できる情報)を守ります
- ・社員が感染者又は濃厚接触者である場合は、医師や保健所等の指導に従います

[お客様も同様に関係機関の指導に従って下さい]

◎社員、お客様に関わらず濃厚接触者の有無を確認させていただくことがあります

◎感染者の施設内での行動範囲を確認し、濃厚接触者の把握のほか感染拡大を防止する
為最善を尽くします